

# 八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター／同消費生活啓発推進委員会

2021年10月  
(令和3年)  
第122号

**保険金で住宅修理ができると勧誘する事業者に注意！  
～申請サポートを受ける前に、損害保険会社に連絡を  
保険金の請求は、加入者ご自身で！！～**

## 相談事例

【事例1】昨日、「台風や地震で建物の被害がないか近所を調査している」と事業者が訪問してきた。その事業者から「3年前の大型台風で損傷を受けている部分があるかもしれない。火災保険の請求期限が迫っている。調査費用は無料なので、調査だけでも受けてはどうか。調査して、火災保険が利用できることが分かれば申請手続きを代行し、その保険金の一定割合を手数料でもらう。保険金が出なければ負担はない」と言われた。とりあえず調査だけでもと思い契約書に署名したが、以前保険会社に大型台風の件で問い合わせたところ、保険金の支払いは難しいと言われたことを思い出し、昨日の勧誘自体が不審に思えてきた。契約書裏面にクーリング・オフについての記載があったが、クーリング・オフできるか。



【事例2】「火災保険を使って屋根や外壁の工事の見積もりをする」とのインターネット広告を見つけ、事業者へ連絡を取ったところ、訪問した事業者から「修理代を上回る保険金を受け取れる。手数料は40%いただくが、あなたに損はない」と言われ、契約することにした。受け取った書面には、修理箇所と損傷の程度を判断して見積もりを作成するサービスで、保険金が下りたらその40%を事業者に支払うと書いてある。よく考えると、保険会社の査定が見積もりどおりとは限らないと思い、解約を申し出たが拒まれた。どうすればいいか。

## 消費者へのアドバイス

- 請求期限が迫っている等の勧誘やインターネット広告をうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。
- 申請サポート会社に頼らずとも、保険金の請求は加入者自身で行えます。
- 偽りの理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。
- 不安に思った場合やトラブルになった場合は早めに八王子市消費生活センター（042-631-5455）へ相談しましょう。

(国民生活センターホームページより一部引用)

# 成年年齢引下げ講座

## 若年者の金融トラブル防止対策

民法改正により、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができなくなります。また、20歳代前半（20～24歳）で多くみられる儲け話などの消費者トラブルに、成年になったばかりの18歳・19歳も巻き込まれるおそれがあります。



これら消費生活上留意すべき点など講座を通しお知らせいたします。ぜひご参加ください。

日時：11月11日（木）午後2時～4時

会場：クリエイトホール11階 第7学習室



定員：36名（先着順）定員になり次第、締め切ります。

対象：市内在住・在勤・在学の方

費用：無料

講師：日本貸金業協会 教育研修部啓発課課長補佐 千葉園子氏

申込み：直接、電話、またはファックスで消費生活センターへ。

講座名「成年年齢引下げ」と氏名・電話番号をお知らせください。

八王子市消費生活センター

電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025

## 八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

- 相談時間 > 午前9時～午後4時30分
- 相談日 > 月曜日～土曜日（祝・休日、年末年始を除く）

\*相談は無料、秘密は守られます。  
\*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。  
\*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

- 問い合わせ > 電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。

FAXではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはFAXでもお受けしています。

※年末年始を除く祝・休日については「消費者ホットライン」☎188でご相談（午前10時～午後4時）を受け付けています。

